

(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 27 年 5 月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

I 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
II 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4

I 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書を作成した旨等を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成 27 年 2 月 27 日(金)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告(別紙 1 参照)

平成 27 年 2 月 27 日(金)付で、下記日刊紙に「お知らせ」広告を掲載した。

- ・ 岩手日報 (朝刊:2 面)

② インターネットによるお知らせ

平成 27 年 2 月 27 日(金)から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ (株)ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト(別紙 2 参照)

<http://eeh-development.com/kamaishi/index.html>

③ 上記に加え以下のお知らせをした(別紙 3 参照)

- ・ 釜石市 広報紙(2015 年 3 月 4 日発行「広報かまいし No.1611」)
- ・ 大槌町 広報紙(2015 年 3 月 5 日発行「広報おおつち No.602」)

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 岩手県釜石地区合同庁舎 1階県民ホール
- ・ 釜石市役所第三庁舎 企業立地課内
- ・ 釜石市栗橋地区生活応援センター
- ・ 遠野市土淵地区センター
- ・ 大槌町役場 総合政策課

② インターネットの利用による縦覧

- ・ (株)ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト

<http://eeh-development.com/kamaishi/index.html>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間:平成 27 年 2 月 27 日(金)から平成 27 年 3 月 26 日(木)まで
(土・日曜日を除く。)
- ・ 縦覧時間:各縦覧場所の業務時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(縦覧者名簿記載者数)は 7 名で、各縦覧場所別の縦覧者数は以下のとおりである。

- ・ 岩手県釜石地区合同庁舎 1階県民ホール 0 名
- ・ 釜石市役所第三庁舎 企業立地課内 6 名
- ・ 釜石市栗橋地区生活応援センター 0 名
- ・ 遠野市土淵地区センター 0 名
- ・ 大槌町役場 総合政策課 1 名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 300 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、環境影響評価準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
(別紙 1、別紙 2 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

釜石市

日時:平成 27 年 3 月 12 日(木) 18:00～

会場:釜石市橋野地区多目的集会施設「橋野ふれあいセンター」

来場者数:36 名

遠野市

日時:平成 27 年 3 月 13 日(金) 18:00～

会場:遠野市土淵地区センター

来場者数:0 名

大槌町

日時:平成 27 年 3 月 18 日(木) 18:00～

会場:大槌町中央公民館

来場者数:0 名

3. 環境影響評価準備書への意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 27 年 2 月 27 日(金)から平成 27 年 4 月 9 日(木)まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。(別紙 4 参照)

- ① 縦覧場所に設置した意見箱への投函
- ② (株)ユーラスエナジーホールディングスへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 1 通であった。

II. 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

1. 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
1	<p>今回の風力発電事業拡張計画予定地は、釜石市、遠野市、大槌町の貞任高原、新山高原、和山高原の広範囲に及び、北上山系の優れた草原環境で新山展望台からの景観は三陸海岸から早池峰山系などを一望できる市民の憩いの場所でもあります。</p> <p>発電事業拡張計画は、風車の大規模化と設置数の倍増、取り付け道路の拡張などを考慮すると、環境を大きく改変するものです。既存の施設は民話の里、遠野市からも展望され、風車の景観はふさわしくないとの市民の指摘があります。昨年は風車の落下事故もありました。</p> <p>殊に野生生物への影響は大きく、事業拡張計画は中止若しくは場所を他所に変更すべきです。</p>	<p>事業の実施にあたっては、野生生物への影響を低減するため、風車設置位置や工事用道路のルート、資材運搬ルートの検討により、重要な植物の確認地点を回避するとともに環境の改変を最小限に留める計画といたしました。</p> <p>景観に関しましては、新設される風力発電機はいずれも周辺の市街地からは視認されにくい位置に配置しており、市街地からの景観に及ぼす影響は小さいと考えています。遠野市にある重要文化的景観「土淵山口集落」にも眺望点の候補地を設定して検討しましたが、地形的に視認できないことを確認しております。新山展望台からは、既設風力発電機とともに新設する風力発電機が多数視認されることとなりますが、既設風車との色調の統一を図ること等により、影響の低減に努めてまいります。</p> <p>風況に恵まれた当地において、環境保全に最大限配慮しながら、事業に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>なお、2014年11月に発生したブレード破損事故については、原因究明と再発防止対策を実施しております。風力発電所の操業にあたっては、今後とも安全の確保をより一層徹底して参ります。</p>

2. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	当社の見解
2	<p>希少猛禽類の結果を見ると、11種記録され835回の出現記録がされていることから重要な生息場所(渡りの通過地点、餌場)であることが再確認されました。殊にノスリ、クマタカ、イヌワシの出現頻度は高く重要な餌場となっていることが示されています。出現の記録は、月ごとの記載や飛翔ルートを示す地図が少なく、合計で出現回数のみ記載されています。特にイヌワシについては飛翔ルートの地図の記載のないことは遺憾です。他の鳥類では、ガン類の渡りの確認とオオジシギの生息やイスカの繁殖の行動も確認されて、この地域が貴重な</p>	<p>対象事業実施区域内で確認された鳥類の中には、ご指摘のとおり重要な種が多数含まれております。また、希少猛禽類の餌場として利用される状況も確認しています。</p> <p>イヌワシの飛翔ルートにつきましては、営巣地の特定につながる情報は含まれておりませんが、イヌワシを頻繁に観察できる地点として知れ渡ることは、観察圧を高めることにつながりかねないという有識者の指摘を踏まえ、準備書においては非公開として取り扱いました。</p> <p>ノスリが営巣等に利用する可能性があるほか、イスカの生息環境となる針葉樹林の改変</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>野鳥の生息地であることが判明しています。このことから、事業計画は中止すべきと考えます。</p>	<p>率はカラマツ植林で 8.0%、アカマツ群落で 2.5%、ノスリ、イヌワシの採餌場として利用される草地の改変率は牧草地で 6.0%、ススキ群落で 5.7%に留まっており、事業実施後もこれらの環境の大部分が対象事業実施区域内に残り、生息環境として利用可能と考えられます。また、オオジシギの生息適地である湿性草原の改変は行いません。</p> <p>希少猛禽類の餌となるネズミ類やノウサギ等の小動物は、既設風力発電機付近でも確認されており、新設する風力発電機の稼働後においても餌動物の生息状況に大きな変化はないと予測しております。また、移動経路の遮断・阻害につきましては、タワーを主風向に対して概ね 250m間隔で設置し、ブレード端の間でも約 160mの迂回可能な空間が確保されます。</p> <p>ガンカモ類の渡りについては、いずれも風力発電機のブレード天端よりも高い上空の通過が確認されたことから、ブレード等への衝突や移動経路の阻害は生じないものと予測しております。</p> <p>事業の実施にあたっては、鳥類の重要種の生息環境をできるだけ損なわないことに留意するとともに、風力発電機との衝突事故を予防するため、風車の視認性を高める等の対策を講じてまいります。</p>
3	<p>イヌワシは国の天然記念物、絶滅危惧種に指定され国が保護対策を進めております。岩手県では、イヌワシの保護、繁殖率の向上のために専門の職員を配置した体制をとっています。そのイヌワシのバードストライクの発生した場所に風車を増設することは矛盾しませんか。また、国の「猛禽類の保護の進め方」では、営巣地からの距離について保護の基準が示されているが、このイヌワシのように、非繁殖期のイヌワシの行動範囲は広くペアごとにその範囲も違うことから基準は当てはまらないので、開発推進の根拠とはならないと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、イヌワシは国内での生息個体数が少なく、保全上極めて重要な種であると認識しています。一方で、再生可能エネルギーの導入促進は「岩手県地球温暖化対策実行計画」における施策の柱のひとつとなっており、平成 32 年における風力発電の導入目標量は 57 万 5 千 kW とされています。国のエネルギー基本計画においても、再生可能エネルギーの導入については「2013 年から 3 年程度、最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」とされています。</p> <p>既設風力発電機との衝突事故死が発生したことは大変残念であり、風力発電事業者として真摯に受け止め、今後の事故防止に可能な限り取り組む所存です。</p> <p>本調査では、調査期間を通じてイヌワシの飛翔を 45 回確認しましたが、既設風力発電機の列を横切る飛翔は 2 回であり、いずれも風車の天端を超える高度を通過しました。また、既設風力発電機の周囲 300m の範囲に限って集計した出現頻度を平成 17 年から 21 年に実施した既往調査の結果と比較すると、既往調査では 0.83 回/調査日 (40 日に 33 回)であったものが、本調査では 0.08 回/調査日 (61 日に 5 回)と減少していました。これらの結果から、イヌワシが既設の風力発電機が存在を認識して避けているのではないかと考え、塗色</p>

No.	意見の概要	当社の見解
		<p>や目玉マークの貼付による視認性の向上を衝突事故を防止するための対策として実施する予定です。</p> <p>本調査の結果、9月を中心とする非営業期にイヌワシの飛来が増える傾向にあることが確認されました。また、イヌワシの衝突事故も9月に発生しています。このような状況を踏まえ、塗色や目玉マークの貼付による視認性の向上に加え、パルス音により風力発電機を嫌忌させる通年の対策や、非営業期にはラジコン飛行機を飛ばすなどの対策の追加実施を検討し、イヌワシとの衝突事故の予防に努めてまいります。</p>
4	<p>既存の風車は、国内初のイヌワシのバードストライクが発生した場所であり、発生の際には県内の日本野鳥の会 3 支部及び本部と連盟で岩手県他にその防止策を講ずることと防止の対策委員会の設置を要望しています。それにも拘わらず、対策はかかしなど一時的に設置されたが、その効果は疑問のまま、現在、航空障害灯常時点灯切替えしか実施されておらず、防止委員会の設置もなされていない。また、昆虫類、コウモリ類の飛翔も確認されており風車への衝突が危惧されるが、その対策も示されていない。</p> <p>バードストライクで落下したものの発見は、藪に隠れたりして探すのは容易ではなく、さらに獣やトビ、カラス等の餌になれば発見は難しいものです。また、専門家のバードストライクの発生率の数値が示されているが、計算上の確率であり何の根拠にもならないことは、既存で発生したイヌワシのバードストライクの例でも明白であります。</p> <p>今回のバードストライクの回避対策として、ライトアップの不使用が記載されていますが、有効な対策にならないと考えます。今回のアセスメントの結果からイヌワシ、ノスリ、クマタカの餌場となっており風車への接近は避けられないと考えます。</p> <p>また、バードストライクの発生は、霧、雨、雪などの悪天候の際に発生すると思われまので現在でも悪天候の際には風車を止めることがバードストライクの有効な回避策と考えられます。</p>	<p>平成 20 年 9 月のイヌワシの衝突事故を受け、電動案山子の追加設置や爆音機の設置等の追加対策を実施するとともに、希少猛禽類の飛翔状況についてのモニタリング調査を実施して参りました。これらの結果につきましては、平成 21 年 10 月に事業経過報告会において報告させていただきました。</p> <p>平成 25 年 8 月から 11 月にかけて 3 回にわたり有識者を交えた意見交換会を開催し、衝突事故発生状況の再整理や調査仕様や頻度及び防止対策の検討を行ってまいりました。そこでの議論を参考に事業者として実行可能な保全措置を準備書に記載しております。</p> <p>衝突事故防止対策として、塗色や目玉マークの貼付による視認性の向上に加え、パルス音により風力発電機を嫌忌させる通年の対策や、非営業期にはラジコン飛行機を飛ばすなどの対策の追加実施を検討し、それらの効果を検証するため、事後調査として希少猛禽類の飛翔状況調査及びバードストライク調査を実施する計画です。</p> <p>なお、アサギマダラ等高空を飛翔する昆虫類や、コウモリ類のうち高空を飛翔する種も確認されており、衝突の可能性は否定できませんが、これらの種が飛翔する可能性のある空間全体に対して、風力発電機のブレードの回転による影響を受ける空間の体積比は極めて小さく、これらの種がランダムに飛翔すると仮定すれば、衝突死する確率も小さいと考えられます。そのため、これらの種の地域個体群の維持に支障が出るような影響は生じないものと考えています。</p> <p>ご指摘のとおり、衝突個体の死骸は野生動物に持ち去られることが考えられるため、対象事業実施区域一帯における死骸の消失率や調査による発見率を把握するための実験を、既設風力発電機の近傍において実施し、その結果を考慮してバードストライク調査の結果を分析する予定です。</p> <p>対象事業実施区域内の牧草地等がイヌワシ、ノスリ、クマタカ等の餌場として利用されて</p>

No.	意見の概要	当社の見解
		<p>いる状況は現地調査でも確認していますが、一方で、イヌワシが既設風車の近傍をあまり飛翔していない状況も確認しております。風力発電機のブレードの塗色やタワーへの目玉マークの貼付等により視認性を高める対策が、これら希少猛禽類をはじめ他の鳥類にも警戒心を抱かせる効果を発揮すれば、衝突事故の予防に寄与できるのではないかと考えております。</p> <p>また、希少猛禽類の飛翔調査及びバードストライク調査といった事後調査の際には気象条件にも留意し、その結果等を踏まえたうえで、有識者(専門家)のご意見をうかがいながら、更なる環境保全措置の検討に努めて参ります。</p>

日刊新聞紙における公告

岩手日報（平成 27 年 2 月 27 日 朝刊 2 面）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)釜石広域風力発電事業
 拡張計画に関する環境影響評価準備書」を作成しましたので、
 次のとおり公告いたします。

【事業者の氏名及び住所】

名称：株式会社エーラスエナジーホールディングス
 代表者：代表取締役 清水 正巳
 住所：東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称：(仮称)釜石広域風力発電事業拡張計画
 種類：風力発電(陸上)
 規模：十一万四千キロワット

【対象事業が実施されるべき区域】

岩手県釜石市、遠野市、大槌町の、和山牧場、琴畑牧場
 及び新山牧場にかかる地域

【関係地域の範囲】

岩手県釜石市、遠野市、大槌町

【準備書の縦覧】

▼縦覧場所

岩手県 釜石地区合同庁舎 1階県民ホール／釜石市役所
 第三庁舎 企業立地課内／釜石市栗橋地区生活応援セン
 ター／遠野市土淵地区センター／大槌町役場 総合政策課

▼縦覧期間

平成二十七年二月二十七日(金)
 三月二十六日(木)

▼縦覧時間

各縦覧場所の業務時間内とします。

▼電子縦覧は次のウェブページにて実施します。

<http://eeh-development.com/kamashi/>

【説明会の開催】

▼釜石市 日時：平成二十七年三月十二日(木) 十八時～
 会場：釜石市橋野ふれあいセンター

▼遠野市 日時：平成二十七年三月十三日(金) 十八時～
 会場：遠野市土淵地区センター

▼大槌町 日時：平成二十七年三月十八日(水) 十八時～
 会場：大槌町中央公民館

【意見書の提出】

環境影響評価準備書について環境の保全の見地からのこ
 意見をもちたい方は、縦覧場所に備えてあります意見
 書用紙にご投函下さるか、事業者宛にご郵送下さい。

【意見書の記載事項】

▼氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、
 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

▼提出の対象である準備書の名称

▼準備書についての環境の保全の見地からの意見(日本語に
 より、意見の理由を含めて記載してください)

【意見書の提出期限】

平成二十七年四月九日(木)まで(消印有効)

【意見書の提出先及びお問い合わせ先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号
 ヒュリック神谷ビル七階
 (株)エーラスエナジーホールディングス(担当：野口、楠田)
 電話：03(5404)5337

インターネットによる「お知らせ」
 ((株)ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

(1)

【トップページ】

環境影響評価図書ウェブサイト



(仮称)釜石広域風力発電事業拡張計画

お知らせ

平成27年3月26日(木) (仮称)釜石広域風力発電事業拡張計画に係る環境影響評価準備書の公表を終了しました。

平成27年2月27日(金) (仮称)釜石広域風力発電事業拡張計画に係る環境影響評価準備書の電子縦覧について

平成27年2月27日(金) [\(仮称\)釜石広域風力発電事業拡張計画に係る環境影響評価準備書の縦覧場所・説明会について](#)

平成27年2月27日(金) (仮称)釜石広域風力発電事業拡張計画 ホームページを開設致しました。

計画概要

対象事業の名称	(仮称)釜石広域風力発電事業拡張計画
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 114,000kW
対象事業実施区域	岩手県釜石市、遠野市、大槌町

お問い合わせ

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
 住 所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階
 担 当：野口、桶田
 電話番号：03-5404-5337

インターネットによる「お知らせ」
 ((株)ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)
 (2)

【準備書の縦覧ページ】

(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画に係る環境影響評価準備書の電子縦覧について

平成27年2月27日
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

Y Y Y

当社は、平成27年2月27日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出ました。
 準備書及び要約書を、環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。

(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画に係る環境影響評価準備書

表紙・目次	
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	準備書 1/11 [4.43MB]
第2章 対象事業の目的及び内容	
第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況	準備書 2/11 [4.73MB]
第4章 方法書についての意見と事業者の見解	
第5章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	
第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	準備書 3/11 [2.66MB]
第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	
第8章 環境影響評価の結果	
8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	
8.1.1 大気環境	準備書 4/11 [3.40MB]
8.1.2 水環境	
8.1.3 その他の環境	
8.1.4 動物	準備書 5/11 [7.29MB] 準備書 6/11 [6.96MB] 準備書 7/11 [1.55MB]
8.1.5 植物	準備書 8/11 [4.01MB]
8.1.6 生態系	準備書 9/11 [4.10MB]
8.1.7 景観	準備書 10/11 [3.62MB]
8.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場	
8.1.9 廃棄物等	
8.2 環境の保全のための措置	
8.3 事後調査	準備書 11/11 [1.23MB]
8.4 環境影響の総合的な評価	
第9章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
要約書	要約書 PDF [2.65MB]

準備書及び要約書は、平成27年2月27日(金)～平成27年3月26日(木)の期間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
 本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものです。(承認番号 平26情復、第854号)
 本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。
 本書に掲載した地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50mメッシュ(標高)及び基礎地図情報を使用しています。(承認番号 平26情使、第755号)

各書類をご確認いただくにはAcrobat PDF Readerが必要です。
 お手持ちのパソコンなどにAdobe Reader (無料) ソフトをダウンロードしてインストールをお願いします。

[当サイトのご利用環境について](#)

X Close

インターネットによる「お知らせ」
 ((株)ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)
 (3)

【準備書の縦覧、説明会について】

(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画に係る環境影響評価準備書の縦覧場所・説明会について

平成27年2月27日
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

Y Y Y

当社は、平成27年2月27日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出るとともに、岩手県知事及び釜石市長、遠野市長、大槌町長に送付しました。届出・送付した準備書及び要約書につきましては、環境影響評価法に基づいた縦覧の実施に加え、下記の通り、釜石市内、遠野市内、大槌町内において説明会を開催致します。

(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画 環境影響評価準備書の縦覧の概要

縦覧場所：	岩手県釜石地区合同庁舎 1階県民ホール 釜石市役所第三庁舎 企業立地課内/釜石市栗橋地区生活応援センター 遠野市土淵地区センター 大槌町役場 総合政策課
縦覧期間：	平成27年2月27日(金)～3月26日(木)
縦覧時間：	各縦覧場所の業務時間内とします。

意見書の提出

提出方法：	環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間：	平成27年2月27日(金)から平成27年4月9日(木)まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式：	(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画 環境影響評価準備書に対する意見書の提出について [136KB]

(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画 環境影響評価準備書に係る説明会の開催日程

釜石市	
日時：	平成27年3月12日(木) 18:00～
会場：	釜石市橋野地区多目的集会施設「橋野ふれあいセンター」
遠野市	
日時：	平成27年3月13日(金) 18:00～
会場：	遠野市土淵地区センター
大槌町	
日時：	平成27年3月18日(木) 18:00～
会場：	大槌町中央公民館

X Close

釜石市・大槌町 広報紙による「お知らせ」

(2015年3月5日発行「広報おおつち No. 602」)

まちのお知らせ

(仮称)釜石広域風力発電事業拡張計画に関する環境影響評価準備書の縦覧

下記のとおり、縦覧を行います。

- 縦覧書類 (仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画に関する環境影響評価準備書
- 縦覧期間 2月27日(金)～3月26日(木)(開庁時間に準じる)
- 縦覧場所 役場 総合政策課
- 意見書受付期間 2月27日(金)～4月9日(木)まで(消印有効)
- 問 (株)ユーラスエナジーホールディングス TEL 03-5404-5337 (担当:野口、桶田)

(2015年3月4日発行「広報かまいし No. 1611」)

(仮称)釜石広域風力発電事業拡張計画に関する環境影響評価準備書の縦覧

縦覧期間…3月26日(木)まで、8時30分～17時15分(土・日・祝祭日除く)

場所…市役所第3庁舎2階企業立地課、栗橋地区生活応援センター

意見書受付期間…4月9日(木)まで
※意見書は縦覧場所に設置する提出箱に入れるか、下記に郵送してください(4月9日消印有効)

問い合わせ・意見郵送先…〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3-13(株)ユーラスエナジーホールディングス ☎03-5404-5337

ご意見記入用紙

「(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画 環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 7 階
(株)ユーラスエナジーホールディングス 広報 IR・環境アセスメント部
野口・桶田 宛

○意見書の提出期限 平成 27 年 4 月 9 日 (木) [当日消印有効]

意 見 書

平成 27 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
準備書についての環境の保 全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含 めて記載してください。〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。